

## 「地方財政の状況」（地方財政白書）について

「地方財政の状況」（地方財政白書）は、地方財政法第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、内閣が、地方財政の状況を明らかにして国会に報告するものである。

地方財政法第 30 条の 2 第 2 項の規定により、地方財政の状況に関する報告の案を作成しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴くこととされている。

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）抄

（地方財政の状況に関する報告）

第三十条の二 内閣は、毎年度地方財政の状況を明らかにして、これを国会に報告しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する地方財政の状況に関する報告の案を作成しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

（参考）今後の予定

令和 6 年 3 月下旬 閣議決定、国会報告